

保育所審査部会の設置及び運営について

県民文化部
こども・家庭課

1 概要

平成 27 年 4 月の児童福祉法の改正に伴い県知事が保育所（市町村立以外）の設置の認可をしようとするときは「あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない」旨規定された。

このため新たな保育所の設置認可等について幅広い関係有識者等の意見を聴取するため、長野県社会福祉審議会の児童福祉専門分科会に保育所審査部会を設置し開催する。

2 根拠

児童福祉法第 35 条第 6 項（第 8 条第 1 項）
児童福祉法第 59 条第 5 項

3 事業主体

県

4 事業内容

- (1) 開催審議会 長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（保育所審査部会）
- (2) 委員数 5 名
- (3) 開催回数 2 回（予定）
- (4) 検討項目
 - ・ 保育所の設置認可
 - ・ 保育所の事業の停止
 - ・ 認可外保育施設の事業停止及び施設閉鎖に関する事項

5 スケジュール

- 第 1 回 10 月期の設置認可に関する検討
- 第 2 回 4 月期の設置認可に関する検討

平成 28 年度												H29	
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	
					第 1 回	保育所設置					第 2 回	保育所設置	
					認可申請受付								
					認可申請受付								